

## 住宅防音促進に係る要望書活動を開始

当会では、全国の他の基地周辺と比べ大きく遅れている住宅防音施策の早急な推進を国に促すため、「厚木基地周辺の騒音対策を考える会」と連携し、基地周辺に暮らす住民の方々に、国に対する「要望書」への賛同をお願いする活動を始めました。

艦載機移駐の昨年以降も、12月後半からはFA-18（表紙挿絵参照）の編隊が断続的に飛来し、轟音が降り注いでいます。

厚木基地の運用が続く限り、周辺で暮らす市民にとって、航空機騒音は避けて通れない半永久的な問題であり、その負担の重さに見合うだけの施策を国にしっかりと講じてもらうためにも、皆様のご理解とご賛同をお願いいたします。

※ 賛同書への記名方法等、お問合せは当会事務局まで

## ベース Q&A

### 厚木基地の“役割”とは？

Q 自衛隊機や米軍機がいつも飛んでいます、そもそも何をしていますのですか？

A 厚木基地では、海上自衛隊航空部隊の総司令部である航空集団司令部を中心として、様々な部隊の航空機が、主に次のような任務、いわゆる“役割”を果たすために、日々離着陸を行っています。

- ① 日本周辺海域での海上警戒（第4航空群/P-1哨戒機）
- ② 航空機等の研究開発・試験（第51航空隊/UP-3C等）
- ③ 全国への人員・物資輸送（第61航空隊/C-130R等）
- ④ 洋上救難・離島からの急患輸送等（第71航空隊厚木分遣隊/US-2救難飛行艇）

Q P-1とは、韓国軍のレーダー問題でニュースに出ていた、あの飛行機ですか。

A そうです。ちなみに、周辺海域での海上警戒は24時間態勢のため、本拠地の厚木基地では、離着陸やその前のエンジン調整も早朝から必要となる場合があるのです。

Q 空母艦載機が岩国に移りましたが、米軍はまだ厚木基地を使う必要があるのですか。

A 移駐に際し、日米両政府間では、「引き続き重要な基地として維持される」旨があらためて合意されています。

現に、それ以降も、海軍のヘリによる頻繁な夜間訓練や外来機の連日の飛来など、米軍の運用上の所要に即した離着陸が続けられており、日米安保にとっての“役割”には、移駐後の今も何ら変わりがないといえるでしょう。

### —— 厚木基地周辺住宅防音工事協力会について ——

当会は、厚木基地周辺に発注される住宅防音工事に関し、関係諸官庁への要請、住民への協力等により、地域の住環境の改善を図ることを目的とする団体です。また、地元住民組織（厚木基地周辺の騒音対策を考える会、厚木基地周辺復旧工事・外郭防音工事促進協議会）や、全国各地に所在する他の基地周辺の防音工事協力会とも連携を図りながら、住民本位の施策の実現を目指した活動を展開しています。

防音工事に関する施策その他掲載内容、  
バックナンバーについてのお問合せは  
協力会事務局（TEL・FAX）046-261-0799  
又は  
(e-mail) [kyouryokukai@daichou.co.jp](mailto:kyouryokukai@daichou.co.jp) まで

厚木住防通信 Vol. 4/2019.2  
毎月1回・1日発行

# 厚木住防通信

Vol. 4/2019.2

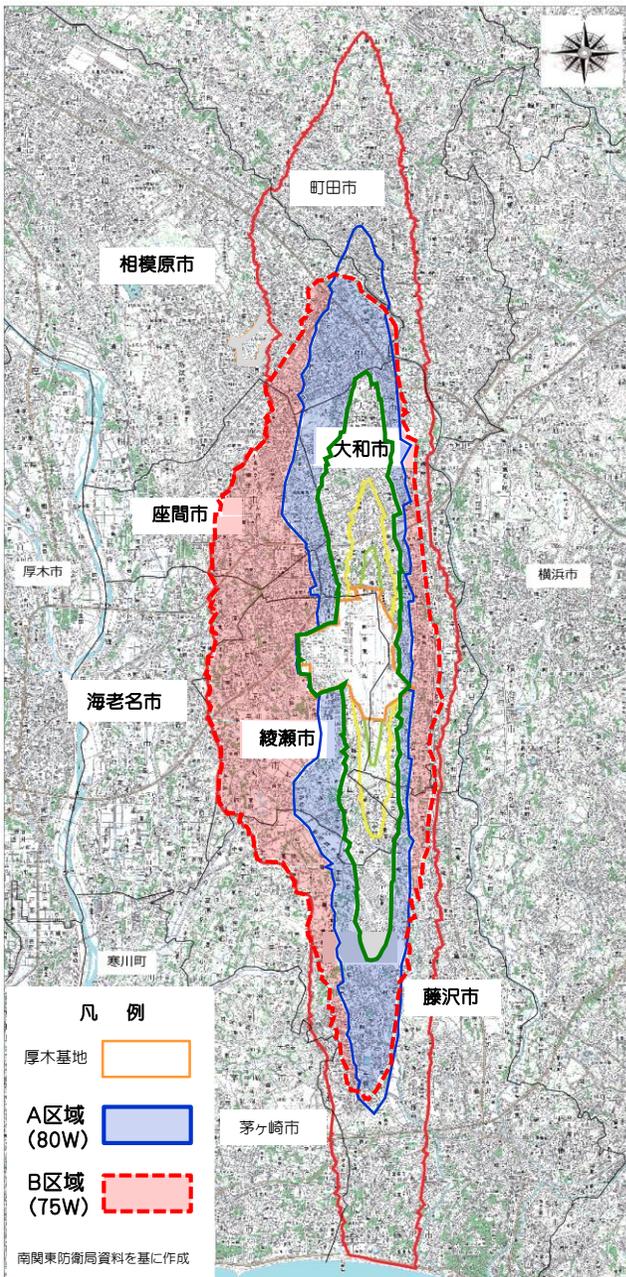


厚木基地周辺住宅防音工事協力会

〒242-0018 神奈川県大和市深見西2-4-14

TEL・FAX 046(261)0799  
<http://www.daichou.co.jp/cooperative>

補助対象外告示後住宅所在区域図



上図のうち、青色のA区域及び赤色のB区域内に所在する、昭和61年9月11日から平成18年1月17日までの間に建築された住宅が、補助金の対象外となっている「告示後住宅」です。

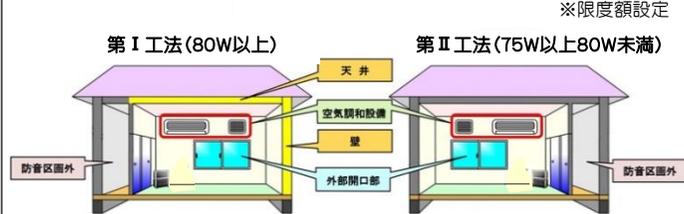
所在町名一覧【A区域(海老名市・相模原市域分)】

海老名市		(相模原市)	
1 東柏ケ谷4丁目	一部	13 上鶴間本町5丁目	一部
2 東柏ケ谷6丁目	一部	14 上鶴間本町6丁目	全部
		15 上鶴間本町7丁目	全部
		16 上鶴間本町8丁目	一部
		17 上鶴間本町9丁目	一部
		18 相南1丁目	一部
		19 相南2丁目	一部
		20 相南3丁目	一部
		21 相模大野7丁目	全部
		22 相模大野8丁目	一部
		23 相模大野9丁目	全部
		24 東林間1丁目	一部
		25 東林間4丁目	一部
		26 東林間5丁目	全部
		27 東林間6丁目	全部
		28 東林間7丁目	全部
		29 東林間8丁目	全部

(右上に続く)

※ A区域のうち大和市・綾瀬市・藤沢市及び座間市域に係る町名一覧については、前号に掲載済みです。また、B区域に係る町名については、次号以降に掲載予定です。

補助の対象として認められた場合、以下のような工事が、国の全額負担※で可能となります。



- 窓類を、防衛省認定の遮音性能の防音サッシ等に交換
- 天井・壁を防音仕様に改造(第Ⅰ工法区域のみ)
- エアコンの新設(第Ⅰ工法区域は最大4台、第Ⅱ工法区域は最大2台。ただし、既存の設備がある場合は対象外)



Key Word キーワード解説 「防音建具機能復旧工事」

《施策の概要》  
住宅防音工事で施工された窓サッシ等の「防音建具」は、経年による劣化や損傷により、その機能が徐々に低下・喪失します。このため、国は、設置工事完了日から10年以上が経過した建具の機能復旧(防音サッシ等の取替え)を、その全額補助により行うこととしています。  
また、事務を行う各地方防衛局においては、補助金の正式な交付申込に先立つ予備的手続きとして、機能復旧の希望者から「希望届」を提出してもらうこととされています。

《厚木基地周辺における“制限”》  
一方、厚木基地の周辺では、空母艦載機によるNLP開始後の昭和60年前後を中心に相当な数の住宅防音工事が施工されたため、機能復旧の対象となる防音建具も、全国の他の基地周辺と比べ、はるかに大きな数となっています。  
このような状況を踏まえ、所管の南関東防衛局では、現在、前述の「希望届」の受け付けに、希望者の住宅ごとの防音工事完了年月日を基準とした、次のような“制限”を設けています。

区分	受付対象とする住宅の工事完了年月日
85WECPNL以上	昭和62年3月31日まで
80~85WECPNL	昭和61年3月31日まで
75~80WECPNL	昭和60年3月31日まで

《老朽建具の現状と当会の活動》  
しかしながら、施工後すでに30年以上を経た防音建具は、その多くが何らかの不具合を抱えており、防音機能の面はいうまでもなく、日常の安心・安全さえ脅かされかねない状況も生じています。  
このため、当協力会では、その老朽化の実態や、希望届受付の“制限”の緩和(受付対象工事完了年月日の更新)を待ち続ける住民の方々の切実な声を施策側へ直に届けるため、南関東防衛局等に対し、継続的に要請活動を行って来ています。

《今後の方向性とさらなる取組み》  
補助金交付申込の予備の手続きである「希望届」の受け付けに、このように大幅な“制限”を付しているケースは、厚木基地以外にはほとんどありません。これも、前号で解説した「告示後住宅」と同様、“数の多さ”がその理由なのですが、一方で、国側もこの憂慮すべき実態については改善を目指しており、復旧工事関連予算全体も、大幅に増額の方針に進みつつあります。  
今後、その方向性が“制限”の極力大きな緩和という形で実を結んでいくよう、当協力会も、より一層活動を強めていきます。